

## 桂川町農業委員会第11回総会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月10日(水) 午後2時～午後3時
- 2 開催場所 住民センター 2階会議室
- 3 出席委員 9名

正議長	藤春 郁夫	5	神崎宏昭	最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋征敏	11	藤川房信
1	山邊俊明	7	竹本貞男	12	平塚重義
2	原中壽	8		13	大塚清文
3		9		14	小野山千秋
4	久保正澄	10	古野泰治郎		

- 4 欠席委員 3名

### 5 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

- (1)議案 第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (2)議案 第28号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3)議案 第29号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (4)議案 第30号 農用地利用集積計画中途解約申出書様式改正について
- (5)報告事項 第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (6)報告事項 第9号 農地改良行為届出について
- (7)その他

### 6 農業委員会事務局職員

事務局長 大屋 智久  
係長 藤木 秀臣  
書記 原田 海世

## 7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和2年度第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、礼。御着席ください。</p> <p>これより農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>只今より令和2年度第11回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中9名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。3番野上伸太郎委員、8番芳中悟委員、9番林英明委員より欠席の通告がありましたのでご報告いたします。それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を4番久保正澄委員、5番神崎宏昭委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の神崎委員より説明をお願いします。</p>
神崎委員	<p>ご報告いたします。今回の申請地につきましては、3月4日に農業委員会事務局の原田氏の立会のもと、現地確認を行いました。申請者の〇〇氏が共同住宅で利用するため農地の転用許可申請が出されております。すでに地元の水利関係者との協議も行われ、同意も得られておりますので、特に問題ないと判断しております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案書に基づき説明】</b></p>
議長	<p>これより質疑に入ります。皆さんから質問等はございませんか。</p>

議 長 神崎君、ここは〇〇さんの所の。

神崎委員 はい、家の前ですね。

議 長 こんなに広い土地があったんですね。

神崎委員 昔は狭かったイメージがあったんですけど、久々に上がってみると、そこそこ広がったですね。ただ、入り口が狭いですね。離合ができるかできないかという感じですね。

議 長 こういう住宅が建つ時には、昔は近隣草刈りの時にクレームをつけないように一筆もらってました。最近はとっていませんでしたが、ある程度そういうしほりをしていないと、草刈りをしていたら怒られたりするので、農業していたら大変ですよ。最終的にこういった案件が出た時には、一応そういった所を頭に入れてもらって一筆いただければ。

高嶋委員 平成7年頃にそういう相談があったんですよ。それで一筆書いてもらったんですけど、3年もたたずに苦情がきました。よく調べたら法的根拠はないんですよ。

議 長 法律的にはないんですよ。ないんですけど、家主にですね苦情の問題の話をしてもらわないと草刈り等ができない状況になりますし、近隣で作っている人は迷惑になりますからね。

事務局 今のお話でございますが、ここ数年そういう案件がございましたが、様式はございます。誓約書という形で、部屋番号、氏名を書いた上で、入居するにあたって、入居後の農作業に伴う下記事項について苦情は一切いたしませんという文言のものです。その中で作業管理につきましては、田植、収穫時の農耕機の作業音ですとか、農薬散布の作業、草刈作業、へり防除などの作業につきましては、苦情は一切いたしませんという誓約書がございましたので、事務局の方から地権者の方に、法的根拠はないとは思われますけど、あくまでお願いというところですね、事務局からしたいと思います。

神崎委員 どの時点でするんですか。申請が出た際に地権者の方にこういったのを書いていただくというかたちですか。

事務局 はい、そうです。事務局に提出してもらうものではなくて、地権者が保

管していただくようなかたちです。

古野委員 法的根拠がない場合、向こうからそれでも苦情がでた場合、農家はどのような対応をすれば良いんですか。言う事を聞かなきゃいけないんですか。

議長 法的根拠がないので、農家は泣き寝入りしかありません。

古野委員 それはわかります。ただ、例えばうるさいと言われれば農家は草刈りをやめなきゃいけないんですか。住人の言っていることには法的根拠があるんですか。例えば、何デシベル以上出たらだめとか。

議長 例えば草刈りを、夏場とか明るいから朝の5時頃からするとかというのはですね。

事務局 実際には民民の話にはなると思います。しかしながら、農地があるのでそこは住まれる方にご理解とご協力をいただきたいというところです。

古野委員 例えばこういう対応をしたらいいよというような、マニュアルはあるんですか。

事務局 ないです。

神崎委員 僕は酪農をしているので、匂いで苦情があった事がありまして。離れた場所にある方から匂いがするという苦情があって、それこそ農林事務所とか、普及所の方とか含めた形で話し合っただけ。もちろん藤木さんも入りまして。個人的に苦情を言われても、うちは行政から指導を受けて対処をしておりますと、個別の案件に対しては対応できませんので、行政の方にすみませんけども話してくださいと。そこから指導をうけて、改善できる所は改善するし、もちろんルールは守ってますし、それ以上のことはこちらも対応できませんというようなことをしました。

古野委員 直接やることはないということですね。

神崎委員 そうですね、直接やるとまずいので、ルールは守っているんで行政に言うてくださいと対応させていただきました。

事務局 おそらく何デシベルとか、そういう話になると保険環境課の関係になりますので、そういう苦情があれば実際どれぐらいの音が出ているかという

検査をするという場合はあります。先ほど神崎委員が言われました匂い関係につきましては、臭気測定とか、そういうものもゆくゆくはという所もあります。それを超えてしまえば改善命令的なものにはなろうかと思いません。

議長 抑止力という考えでしているんですよね。昔からこういうアパートができるときにはですね。

古野委員 最近アパートが建つのが多いですね。駅の周りとか特に増えているのでそういう事があっても不思議じゃないですね。

議長 他にはありませんか。それでは裁決いたします。議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第28号、桂川町農用地利用集積計画の決定についての議案に供します。関連がありますので、報告事項第8号、農地法第18条第6項の規定による届出についても合わせて事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件  
令和3年3月11日から令和6年3月10日 3年 賃貸借権

通年 田 水稲 853㎡ 1筆 貸手1 借手1

令和3年3月11日から令和8年3月10日 5年 賃貸借権

通年 田 水稲 27,708㎡ 20筆 貸手5 借手4

令和3年3月11日から令和13年3月10日 10年 賃貸借権

通年 他 水稲 390㎡ 1筆 貸手1 借手1

議長 これより質疑に入ります。質問、ご意見等はございませんか。  
なければ採決いたします。議案第28号桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第29号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はございませんか。

事務局 補足でございます。所有権移転をする土地の中で一番下に雑種地というところがございます。17㎡ということですね。本来推進機構は雑種地は売買の対象にはならないんですが、こちらにつきましては、農地と一帯しているような形になりますので、田んぼの入口という所でございます。そういうものにつきましては、農地とみなすということで、推進機構を活用した農地売買が適応されますので、一応雑種地という形でも今回売買の対象となっています。

場所がちょっと点在しておりますけれども、一カ所が桂ヶ丘団地の入口のところにあいちゃんラーメンがございます。あいちゃんラーメンの道を挟んで目の前が一カ所ございます。雑種地というのはその辺のところですね。もう一つは昔サニー木工という所がございましたが、その辺の農地になります。カッティングみなみから入っていった所ですね。あいちゃんラーメンに向かって入っていく農地です。

高嶋委員 ○○さんのところは、離農するということですか。

事務局 先々ですね。

竹本委員 ○○さんというのは。

事務局 ○○さんがお母さんになるんですけど、息子さんが○○さんです。

大塚推進委員 誰が買うんですか。

事務局 九州アグリです。

議長 よろしいですか。採決いたします。議案第29号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第30号、農用地利用集積計画中途解約申出書様式改正について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 この件についてはですね、なんで実印までという話がありました。それを事務局に話したらこういう風にしたらどうでしょうかという話がありましたので。

事 務 局 参考までに、近隣も印鑑証明書の添付はとっていない状況でございます。

議 長 それともう一つはですね、利用権を設定するときに耕作証明書とかを昔出してたんですけど、あれも今はいない状況になってます。この合意解約は地権者と賃借人の両方に合意解約して大丈夫かという連絡をとるような形にしております。そうしないと先に印鑑だけ押して書いて出されるといった部分もありますので、これについてみなさん何かありますか。

竹 本 委 員 印鑑をつくる書類は役場はなくさないんですか。

古 野 委 員 実印をなくすんならば、印鑑をなくせばいいんじゃないんですか。

事 務 局 そちらにつきましては、役場自体全てがそういう形になったわけではありません。実際、県からの書類関係につきましては改正をどんどんしてありますので、ほぼほぼ印鑑がいないような状況でございます。こちらにつきましては、役場内では今後統一はされるんじゃないかと思うんですが、今回はこの形でお願いしたいと思っております。

議 長 その辺は事情が色々あるでしょうから、印鑑なしでもいいとなればそういう風にぜひ変えていきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

他に質問はありませんか。よろしければ採決いたします。議案第30号、農用地利用集積計画中途解約申出書様式改正について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。続きまして報告事項第9号、農地改良届について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 高嶋委員、これについてちょっと説明をお願いします。

高嶋委員 その他の事項にも記載しておりますけれども、まとめてご説明させていただきます。イチゴの施設と水稻の苗の管理施設を1カ所に設置しようと思っておりますね、イチゴハウスの横に5畝程度の空き地がありますので、そこにハウスを一棟建てようと思っております。そこにフォークリフトや作業車を入れたいので下を7cmから10cm程度のコンクリート張にしたいと思っておりますので、その申請をしています。その土地については表土をはぎまして、近くの私の所有地が1反半程度ありますので、そこに処分したいと思っております。

議 長 今のハウスが建っている所の下をするんですか。

高嶋委員 今のハウスの横に狭い倉庫があるんです。7畝ほどの空き地が。

事 務 局 その他事項の2ページ目にわかりやすく位置図を添付しております。

高嶋委員 この川沿いの所にハウスが建ってる所ですね。山側の方に倉庫が建てまして、そことハウスの間に育苗施設と空き地があります。その空き地について新しいハウスを建てて、コンクリート張にしたいと思っております。そのコンクリートはなるべく薄くとは思ってるんですよ。後々大変なのでですね。

事 務 局 農業用ハウスの底面のコンクリート張のことでございますけど、平成30年11月に施行されまして、今までは全面コンクリート張ができない状況でした。もし、コンクリート張するときは、農地の転用許可がないと以前はできなかったんですけど、法律が改正したことに伴いまして底面全面コンクリート張ができることになっております。それに関しましては全面コンクリートにする場合は、農業委員会に届出をしないとイケないと、そういう流れがまずあります。それと、固定資産税につきましても、農地同様の取り扱いがされるということになっております。ただし、一度コンクリート張にしてしまいますと、農作物の栽培をしなくなるとかいう場合にな

りますと、違反転用扱いになってしまいますので、継続的に続けていただくというところで、お願いしたいと思います。

議 長      そういう事ですから、高嶋委員は後々よろしくお願ひします。質問等がなければ報告事項を終わります。その他事項を事務局よりお願ひします。

事 務 局    その他事項  
・農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出書  
・令和3年度農業委員活動計画について  
・農業委員会活動記録簿の提出について

議 長      次回の農業委員会総会は4月9日（金）に開催します。  
以上をもちまして桂川町農業委員会第11回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_